

平成 3 1 年 3 月 議 案 概 要 書  
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議 案 >

A 予 算 案 件 ( 2 1 件 )

1 一 般 会 計

( 1 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 一 般 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 債務負担行為      エ 地方債

2 特 別 会 計

( 1 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

( 2 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算      イ 債務負担行為

( 3 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

( 4 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 5 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 ま ち な か 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 6 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

( 7 ) 平 成 3 1 年 度 富 山 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成31年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 地方債

(9) 平成31年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成31年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 債務負担行為

(11) 平成31年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成31年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 債務負担行為

(13) 平成31年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(14) 平成31年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(15) 平成31年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(16) 平成31年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

### 3 企業会計

(1) 平成31年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成31年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

(3) 平成31年度富山市公共下水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出  
ウ 継続費                      エ 企業債

(4) 平成31年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出  
ウ 企業債

## B 条例案件（34件）

1 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

新たに、特別職の職員で非常勤のものが行政不服審査法に規定する審理員として職務に従事した際の報酬及び費用弁償の額を規定するもの。

(2) 報酬及び費用弁償の額

報酬の額	費用弁償の額
日額 30,000円	市長が任命権者と協議して定める額

(3) 施行期日 平成31年4月1日

2 富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

政策監の処遇について、他の特別職との均衡を図るため、改正するもの。

(2) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正

- ア 政策監の任期は、2年とする。  
イ 政策監の受ける給与のうち退職手当については、富山市特別職の職員の退職手当支給条例に定めるところにより支給することとする。

(3) 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正

- ア 政策監の退職手当の支給割合は、100分の18とする。

イ 国家公務員が国家公務員退職手当法の規定による退職手当を受けないで引き続いて政策監となった場合における退職手当の特例について規定する。

(4) 施行期日 平成31年4月1日

3 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

長時間労働の是正のための措置として、国家公務員について超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられることを踏まえ、本市においても同様の措置を講じるもの。

(2) 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項については、規則で定めることとする規定を追加。

(3) 施行期日 平成31年4月1日

4 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

助産師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事したときの特殊勤務手当の額を改定するもの。

(2) 手当の額の改定

7時間の勤務	1回 6,800円	→	1回 7,300円
4時間以上7時間未満の勤務	1回 3,300円		1回 3,550円
2時間以上4時間未満の勤務	1回 2,900円		1回 3,100円
2時間未満の勤務	1回 2,000円		1回 2,150円

(3) 施行期日 平成31年4月1日

5 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

消費税及び地方消費税の税率引き上げ後においても、共通観覧券の料金

を据え置き、総額表示とするもの。

(2) 施行期日 平成31年10月1日

## 6 富山市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、施設の使用料等について税率引き上げ相当額を引き上げ、原則として総額表示とするもの。

(2) 次の条例に規定している施設の使用料等を引き上げ、原則総額表示とする。

富山市行政財産使用料条例

富山市民プラザホール条例

富山市舞台芸術パーク条例

富山市芸術文化ホール条例

富山市富山南総合公園文化体育施設条例

富山市呉羽会館条例

富山市新保文化会館条例

富山国際会議場条例

富山市大山地域市民センター条例

富山市細入総合福祉センター条例

富山市老人福祉センター条例

富山市老人憩いの家条例

富山市地域し尿処理施設に関する条例

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例

とやまインキュベータ・オフィス条例

富山市八尾曳山展示館条例

富山市牛岳温泉健康センター条例

富山市牛岳温泉スキー場条例

富山市岩稲ふれあいセンター条例

富山ガラス工房条例

富山市農業集落汚水処理施設条例

富山市農村環境改善センター等条例

富山市古洞の森自然活用村条例

富山市市民農園条例

富山市猿倉山森林公園条例

富山市八尾ゆめの森交流施設条例  
富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例  
富山市白木峰山麓交流施設条例  
富山市割山森林公園条例  
富山市山田自然休養村条例  
富山市漁港管理条例  
富山市地域広場条例  
富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例  
富山市道路占用料条例  
富山市法定外公共物管理条例  
富山市野外教育活動センター条例  
富山市公民館条例  
富山市大沢野生涯学習センター条例  
富山市大久保ふれあいセンター条例  
富山市地区コミュニティセンター条例  
富山市八尾コミュニティセンター条例  
富山市八尾ふらっと館条例  
富山市婦中ふれあい館条例  
富山市音川交流センター条例  
富山市スポーツ施設条例  
富山市笹倉駐車場条例  
富山市水道事業給水条例  
富山市工業用水道事業給水条例  
富山市下水道条例  
富山市納骨堂条例  
富山市新産業支援センター条例  
富山市まちなか賑わい広場等条例  
富山市白樺ハイツ条例  
とやまスローライフ・フィールド条例  
富山市路面電車施設条例  
富山市角川介護予防センター条例  
富山市フィッシャリーナ条例  
富山市公設地方卸売市場条例  
富山市職業訓練センター条例  
富山市立富山外国語専門学校条例  
富山市ガラス美術館条例

富山市富山駅広場等条例  
富山市富南会館条例

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成31年10月1日。ただし、(3)は公布の日

7 富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 駐車料金の徴収方法について、特例規定を設けるもの。

イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、駐車料金について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) 駐車料金の徴収方法に関する特例規定の追加

市長が特に必要と認めるときは、市長が定める方法により料金を徴収することができる。

(3) 駐車料金を引き上げ、総額表示とする。

(4) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(3)は平成31年10月1日

8 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市立小見幼稚園を廃止するもの。

(2) 施行期日 平成31年4月1日

9 富山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、文化財の保護に関する事務について、市長が管理し、執行することができることとされたが、引き続き教育委員会において管理し、執行することとするもの。

(2) 文化財の保護に関する事務を、引き続き教育委員会において管理し、

及び執行することとするための規定の整備

(3) 関係法令

法律 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(4) 施行期日 平成31年4月1日

10 富山市八尾おわら資料館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

- ア 他の観光施設との連携を強化し、利用の促進を図るため、施設の所管を教育委員会から市長へ移管するもの。
- イ 観覧料について、高校生以下は原則無料とするもの。
- ウ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、観覧料及び使用料について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) 教育委員会から市長への施設の移管に伴う規定の整備

(3) 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。

(4) 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(3)及び(4)は平成31年10月1日、(5)は公布の日

11 富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

- ア 観覧料について、高校生以下は原則無料とするもの。
- イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、観覧料及び使用料について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) 富山市科学博物館条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。



(3) 富山市郷土博物館条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(4) 富山市民俗民芸村条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(5) 富山市浮田家条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(6) 富山市森家条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(7) 富山市大山歴史民俗資料館条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料を引き上げ、総額表示とする。

(8) 富山市八尾化石資料館条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(9) 富山市猪谷関所館条例の一部改正

- ア 高校生以下の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を無料とする。
- イ 観覧料及び使用料を引き上げ、総額表示とする。

(10) 施行期日 平成31年10月1日

12 富山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(2) 災害援護資金に係る利率の改正

ア 保証人を立てる場合 無利子

イ 保証人を立てない場合 年3%以内で規則で定める率

(3) 保証人及び償還方法に関する規定の整備

(4) 引用条文の改正

(5) 関係法令

ア 法律 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

イ 政令 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）

(6) 施行期日 平成31年4月1日

13 富山市・医師会急患センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

外科、耳鼻いんこう科及び皮膚科の診療日及び診療時間を拡大するもの。

(2) 診療日及び診療時間の拡大

ア 外科の診療日及び診療時間

毎月の第1火曜日、第2火曜日及び第4火曜日について、次に掲げる日及び時間を新たに診療日及び診療時間とする。

日	時間
休日等	午後6時30分から翌日の午前6時まで
平日	午後7時から翌日の午前6時まで

イ 耳鼻いんこう科の診療日

「毎月の第1日曜日及び第3日曜日」

↓

「日曜日及び休日等」

ウ 皮膚科の診療日

「毎月の第2日曜日及び第4日曜日」

↓

「毎月の第1日曜日、第2日曜日及び第4日曜日」

(3) 施行期日 平成31年4月1日

14 富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

民生委員の定数を引き上げるもの。

(2) 民生委員の定数

「880人」 → 「885人」

(3) 施行期日 平成31年12月1日

15 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

手数料を改正するもの。

(2) 水質試験検査手数料の改正

ア 手数料の額の改正

飲料水理化学検査	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査	1 検体につき	7,060円	→	7,410円
	水質基準に関する省令の表11の項、34の項、38の項、39の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査		7,870円		8,250円
	項目別検査	簡易な検査	1 検体・1項目につき	800円	
	比較的簡易な検査	1,610円			1,690円
	比較的複雑な	2,450円			2,570円

		検査			
		複雑な検査		4,450円	4,660円
		特に複雑な検査		9,610円	10,070円
遊泳用プール水理化学検査			1 検体	2,500円	2,610円
細菌検査	飲料水の規格試験 (一般細菌数・大腸菌定性試験)		1 検体 につき	1,760円	1,840円
	規格試験(一般細菌数・大腸菌定性試験)			1,760円	1,840円
	大腸菌群、大腸菌の定性試験(特定酵素基質培地法等)			1,250円	1,310円
	大腸菌群定性試験(乳糖ブイヨン培地法等)			700円	730円
	大腸菌群定量試験			1,370円	1,440円
	一般細菌数試験			700円	730円
	レジオネラ属菌定量試験			10,600円	11,100円
	浄化槽放流水の標準検査			7,190円	7,530円
浄化槽放流水の特別検査	生物学的酸素要求量測定		4,510円	4,720円	
	化学的酸素要求量測定		2,130円	2,230円	
	その他の理化学検査		1 項目 につき	850円	890円
寄生虫検査			1 検体 につき	290円	320円

イ その他規定の整備

(3) 食品、食品添加物、器具、家庭用品等試験検査手数料の額の改正

理化学試験	定性	簡易なもの	1 検	670円	680円
-------	----	-------	-----	------	------

	試験	複雑なもの	体・1	2,880円	2,900円
	定量試験	簡易なもの	項目につき	1,530円	1,540円
		比較的複雑なもの		5,390円	5,400円
	複雑なもの	1検体につき	1項目追加ごとにつき	6,400円	6,500円
				2,030円	2,140円
	特に複雑なもの	1検体・1系統・1項目につき	1項目追加ごとにつき	11,170円	11,340円
				3,210円	3,370円
	特殊なもの	1検体につき	1項目追加ごとにつき	41,100円	41,680円
				5,930円	6,220円
	微生物学的試験	大腸菌群定性試験	1検体につき	1,100円	1,140円
大腸菌群定量試験		2,070円		2,170円	
腸管出血性大腸菌定性試験		1検体・1菌型につき	5,300円	5,550円	
腸管出血性大腸菌(ベロ毒素)確定試験			5,320円	5,570円	
その他病原微生物定性試験		1検体・1菌種につき	3,580円	3,750円	

	乳酸菌数測定試験	1 検体	2,070円	2,170円
	生菌数測定試験	につき	1,100円	1,140円

(4) 臨床検査手数料のうちノロウイルス検査（遺伝子増幅法）に係る手数料の額の改正

同時に4検体以下の場合	1 検体	12,000円	→	12,410円
	1 検体追加ごとにつき	8,580円		8,830円
同時に5検体以上の場合	1 検体につき	7,740円		7,960円

(5) 施行期日 平成31年10月1日。ただし、(2)イは公布の日

16 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(2) 介護医療院の管理者が規則で定める業務を委託する場合に準用することとされる法令の規定を、規則で定めることとする。

(3) 関係法令

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

(4) 施行期日 公布の日

17 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の見直しを行うもの。

イ 国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を縮減するもの。

(2) 国民健康保険料の見直し

ア 賦課限度額

基礎賦課額に係る賦課限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる。

イ 軽減判定所得

(ア) 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乗すべき金額を「27万5千円」から「28万円」に引き上げる。

(イ) 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において被保険者数に乗すべき金額を「50万円」から「51万円」に引き上げる。

(3) 委員定数の縮減

被保険者を代表する委員 「5人」→「4人」

保険医又は保険薬剤師を代表する委員 「5人」→「4人」

公益を代表する委員 「5人」→「4人」

(4) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(3)は平成31年5月10日

18 富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア トレーニングルームの利用に関する規定を整備するもの。

イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、利用料金の上限額について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) トレーニングルームの利用に関する規定の整備

(3) 利用料金の上限額を引き上げ、総額表示とする。

(4) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(3)は平成31年10月1日

19 富山市八尾健康福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 黒田分館を廃止するもの。

イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) 黒田分館の廃止

(3) 使用料を引き上げ、総額表示とする。

(4) 施行期日 (2) は平成31年4月1日、(3) は平成31年10月1日

20 富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例制定の件

(1) 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る権限が都道府県から中核市へ移譲されることに伴い、その認定の要件を定めるもの。

(2) 認定の要件については、県と同様とする。

(3) 関係法令

法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

(4) 施行期日 平成31年4月1日

21 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(2) 母子支援員の要件の見直し



都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者であることが要件の一つであるところ、当該卒業した者に学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者が含まれることを明記する。

(3) その他規定の整備

(4) 関係法令

省令 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(5) 施行期日 平成31年4月1日

## 22 富山市カラス被害防止条例制定の件

(1) 趣旨

カラスによる被害を防止し、もって良好な生活環境を守るため、必要な事項を定めるもの。

(2) 条例の目的

カラスによる被害を防止するために必要な事項を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、相互の協力の下にカラスによる被害対策を推進することにより、カラスによる被害を防止し、もって良好な生活環境を守ること。

(3) 用語の定義

ア 市民等

市内に住所を有する者、事業者、市内に勤務し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

イ 事業者

市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

ウ 給餌

自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。

エ カラス被害

給餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかに該当するものにより市民等の身体若しくは財産に著しい被害が生じ、又は生活環境が著しく損なわれていると認められる状態であって、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により周辺住民の間で当該被害が共通の認識になっていると認められる状態をいう。

(ア) 鳴き声その他の音

(イ) ふん尿その他の汚物及びこれらから発生する臭気

(ウ) 羽毛の飛散

(エ) 攻撃、威嚇及び破壊行為

#### (4) 市、市民等の責務

ア 市は、この条例の目的を達成するための施策を推進するよう努めなければならない。

イ 市民等は、市又は他の市民等が実施するカラス被害を防止するための施策、活動等に協力するよう努めるものとする。

ウ 市民等は、カラス被害を防止するため、地域において自主的な取組を行うよう努めるものとする。

#### (5) 給餌によるカラス被害の禁止

市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

#### (6) 回収義務

ア 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、速やかに当該給餌に係る餌を回収しなければならない。

イ 当該給餌をした者が明らかでない場合であって、他に当該給餌による餌を回収すべき者がいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者は、速やかに当該給餌に係る餌を回収するよう努めなければならない。

#### (7) 立入調査等

ア 市長は、(5)又は(6)アに違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員にその事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

イ 関係者は、アの規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

ウ その他規定の整備

(8) 勧告及び命令

ア 市長は、(5)又は(6)アに違反した者に対し、期限を定めて、当該違反状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

イ 市長は、アの勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(9) 公表

市長は、(8)イの命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(10) 罰則及び両罰規定

ア (8)イの命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

イ 正当な理由がなく(7)の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行った者は、10万円以下の罰金に処する。

ウ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、(10)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、(10)の罰金刑を科する。

(11) 施行期日 平成31年7月1日

23 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、改正を行うもの。

イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、一般廃棄物処理手数料について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

(2) 技術管理者の要件の見直し

大学等卒業者に、専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を明記する。

(3) 手数料を引き上げ、総額表示とする。

(4) 関係法令

省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

(5) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(3)は平成31年10月1日

#### 24 富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市立富山まちなか病院の設置に伴い、病院事業管理者の附属機関を新たに設置するとともに、所要の改正を行うもの。

(2) 附属機関の追加

名称	所掌事務	委員の定数	任期
富山まちなか病院倫理委員会	富山市立富山まちなか病院で行われる医療行為、医学研究及び医学教育等に関する倫理的配慮が必要である事項について審議する事務	10人以内	2年

(3) 附属機関の名称等の変更

名称	所掌事務
富山市民病院経営改善委員会	市民病院における経営分析、医療提供体制及び経営改善に関する事項について審議する事務

↓

富山市病院事業経営改善委員会	富山市病院事業における経営分析、医療提供体制及び経営改善に関する事項について審議する事務
----------------	--

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 平成31年4月1日

25 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

- ア 富山市立富山市民病院の診療科目の名称変更を行うもの。
- イ 富山市立富山まちなか病院の設置に伴い、使用料等の規定を整備するもの。
- ウ 検査料の改定を行うもの。
- エ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、課税の対象となる使用料及び手数料について税率引き上げ相当額を引き上げるもの。

(2) 富山市立富山市民病院の診療科目の名称変更

「神経内科」 → 「脳神経内科」

(3) 富山市立富山まちなか病院の設置に伴う規定の整備

ア 富山まちなか病院に係る特別室等使用料の追加

特別室	1人	5,000円	管理者が指定する室に限る。
個室	1日	3,000円	
2人室		1,500円	

イ その他規定の整備

(4) 検査料の改定

ア 子宮検査料の改定

頸部	1回	2,000円	人間ドックと併せて受ける場合に限る。
頸部及び体部		3,800円	人間ドック又はマイクロアレイ血液検査と併せて受ける場合に限る。

↓

頸部	1回	2,180円	人間ドックと併せて受ける場合に限る。
頸部及び体部		3,980円	人間ドック又はマイクロアレイ血液検査と併せて受ける場合に限る。

イ 他覚的聴力検査料（AABR式）の新設

他覚的聴力検査料	1回	1,600円	新生児の聴カスクリーニ
----------	----	--------	-------------

				ング検査
↓				
他覚的 聴力検 査料	OAE式	1回	1,600円	新生児の聴力スクリー ング検査
	AABR式		5,540円	

(5) 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、課税の対象となる使用料及び手数料について税率引き上げ相当額を引き上げる。

「100分の108を乗じて得た額」

↓

「100分の110を乗じて得た額」

(6) その他規定の整備

(7) 施行期日 平成31年4月1日。ただし、(5)は平成31年10月1日

26 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料について税率引き上げ相当額を引き上げ、総額表示とするもの。

イ 端数処理に関する規定を追加するもの。

(2) 使用料を引き上げ、総額表示とする。

(3) 使用料を日割計算する場合の端数処理に関する規定の追加

(4) 施行期日 平成31年10月1日。ただし、(3)は平成31年4月1日

27 富山市営農サポートセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

老朽化及び利用者の減少に伴い、低温処理庫を廃止するもの。

(2) 低温処理庫の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成31年4月1日

28 富山市集落センター条例を廃止する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市榑ヶ原集落センターの廃止に伴い、条例を廃止するもの。

(2) 施行期日 平成31年4月1日

29 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

消費税及び地方消費税の税率引き上げ後においても、使用料を据え置き、総額表示とするもの。

(2) 施行期日 平成31年10月1日

30 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

ア 建築基準法の一部改正に伴い、新たに許可及び認定の事務が創設されたことから、その手数料の新設等を行うもの。

イ 建築確認等に係る手数料の改定

ウ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可等に係る手数料の改定を行うもの。

(2) 新たな許可及び認定の事務の創設に伴う手数料の新設等

ア 次の事務に係る手数料を新設

(ア) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建蔽率の特例許可に関する事務 33,000円

(イ) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定に関する事務

建築物の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内	5,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内	9,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	14,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	19,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	34,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	48,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	140,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

(ウ) 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定に関する事務

建築物の床面積の合計の2分の1	手数料の額
30平方メートル以内	5,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内	9,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	14,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	19,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	34,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	48,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	140,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

(エ) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として一時的に使用する場合は許可に関する事務

用途の変更に係る床面積の合計の2分の1	手数料の額
100平方メートル以内	15,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	60,000円
1,000平方メートルを超えるもの	120,000円

(オ) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として一時的に使用する場合は許可に関する事務 160,000円

イ 引用条文の改正

(3) 建築確認、完了検査、中間検査及び全体計画の認定に関する事務に係る手数料の改定



ア 建築確認に関する事務に係る手数料

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

「5,000円」 → 「7,000円」

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

「9,000円」 → 「12,000円」

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

「14,000円」 → 「18,000円」

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

「19,000円」 → 「25,000円」

(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

「34,000円」 → 「44,000円」

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

「48,000円」 → 「63,000円」

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

「140,000円」 → 「184,000円」

(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの

「240,000円」 → 「302,000円」

(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの

「460,000円」 → 「539,000円」

(コ) 建築設備を設置する場合

「9,000円」 → 「12,000円」

(サ) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

「5,000円」 → 「7,000円」

(シ) 工作物を築造する場合

「8,000円」 → 「10,000円」

(ス) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合

「4,000円」 → 「6,000円」

イ 完了検査に関する事務に係る手数料

- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「10,000円」 → 「14,000円」  
中間検査あり 「9,000円」 → 「11,000円」
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「12,000円」 → 「16,000円」  
中間検査あり 「11,000円」 → 「14,000円」
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「16,000円」 → 「22,000円」  
中間検査あり 「15,000円」 → 「20,000円」
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「22,000円」 → 「30,000円」  
中間検査あり 「21,000円」 → 「28,000円」
- (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「36,000円」 → 「51,000円」  
中間検査あり 「35,000円」 → 「49,000円」
- (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「50,000円」 → 「70,000円」  
中間検査あり 「47,000円」 → 「64,000円」
- (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「120,000円」 → 「165,000円」  
中間検査あり 「110,000円」 → 「150,000円」
- (ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの  
中間検査なし 「190,000円」 → 「259,000円」  
中間検査あり 「180,000円」 → 「242,000円」
- (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの  
中間検査なし 「380,000円」 → 「463,000円」  
中間検査あり 「370,000円」 → 「447,000円」
- (コ) 建築設備  
中間検査なし 「13,000円」 → 「17,000円」

- 中間検査あり 「12,000円」 → 「16,000円」
- (サ) 工作物  
「9,000円」 → 「11,000円」
- ウ 中間検査に関する事務に係る手数料
- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの  
「9,000円」 → 「12,000円」
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの  
「11,000円」 → 「14,000円」
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの  
「15,000円」 → 「20,000円」
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
「20,000円」 → 「26,000円」
- (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
「33,000円」 → 「46,000円」
- (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
「45,000円」 → 「62,000円」
- (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
「100,000円」 → 「140,000円」
- (ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの  
「160,000円」 → 「220,000円」
- (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの  
「330,000円」 → 「411,000円」
- (コ) 建築設備  
「12,000円」 → 「16,000円」
- (サ) 工作物  
「9,000円」 → 「11,000円」
- エ 全体計画の認定に関する事務に係る手数料
- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの  
「5,000円」 → 「7,000円」

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

「9,000円」 → 「12,000円」

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

「14,000円」 → 「18,000円」

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

「19,000円」 → 「25,000円」

(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

「34,000円」 → 「44,000円」

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

「48,000円」 → 「63,000円」

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

「140,000円」 → 「184,000円」

(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの

「240,000円」 → 「302,000円」

(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの

「460,000円」 → 「539,000円」

オ 全体計画の変更の認定に関する事務に係る手数料

(ア) 床面積の合計の2分の1が30平方メートル以内のもの

「5,000円」 → 「7,000円」

(イ) 床面積の合計の2分の1が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

「9,000円」 → 「12,000円」

(ウ) 床面積の合計の2分の1が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

「14,000円」 → 「18,000円」

(エ) 床面積の合計の2分の1が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

「19,000円」 → 「25,000円」

(オ) 床面積の合計の2分の1が500平方メートルを超え1,000

- 平方メートル以内のもの  
「34,000円」 → 「44,000円」
- (カ) 床面積の合計の2分の1が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
「48,000円」 → 「63,000円」
- (キ) 床面積の合計の2分の1が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
「140,000円」 → 「184,000円」
- (ク) 床面積の合計の2分の1が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの  
「240,000円」 → 「302,000円」
- (ケ) 床面積の合計の2分の1が50,000平方メートルを超えるもの  
「460,000円」 → 「539,000円」

(4) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可等に係る手数料の改定

薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関する事務	7,200円	→	7,600円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事務	4,400円		4,600円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する事務	11,000円		11,600円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関する事務	5,600円	→	5,900円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務	2,900円		3,000円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付に関する事務	2,900円		3,000円

- (5) 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。  
ただし、(3)は平成31年7月1日、(4)は平成31年10月1日

31 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 趣旨

- ア 城址公園バス駐車場を有料化するもの。
- イ 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料及び占用料について税率引き上げ相当額を引き上げるもの。

(2) 城址公園バス駐車場の有料化

ア 駐車料金の額

種別	単位	金額(円)
基本料金	入場した時から1時間までにつき 1台	1,080
加算料金	入場した時から1時間を超える時間30分までごとにつき 1台	320

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

ただし、加算料金の額については、次のとおり上限額を設ける。

- (ア) 午前8時から午後11時まで 2,700円
- (イ) 午後11時から翌日の午前8時まで 1,620円

イ その他規定の整備

- (3) 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、課税の対象となる使用料及び占用料並びにアの駐車料金について税率引き上げ相当額を引き上げる。

(4) その他規定の整備

- (5) 施行期日 平成31年7月1日。ただし(3)は平成31年10月1日、(4)は公布の日

32 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

消費税及び地方消費税の税率引き上げ後においても、使用料を据え置き、総額表示とするもの。

(2) 施行期日 平成31年10月1日

33 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

富山市公共下水道事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理水量の数値を改正するもの。

(2) 公共下水道事業の予定処理区域面積等

ア 予定処理区域面積

「10,908.1ヘクタール」

↓

「10,969.0ヘクタール」

イ 計画処理人口

「389,820人」

↓

「385,540人」

ウ 1日最大処理水量

「266,244立方メートル」

↓

「263,494立方メートル」

(3) 施行期日 平成31年4月1日

34 富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、改正を行うもの。

(2) 布設工事監督者及び水道技術管理者の要件の見直し

大学等卒業者に、専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を明記する。

(3) 関係法令

政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）

(4) 施行期日 平成31年4月1日

## C その他の議決案件（6件）

1 財産の無償譲渡の件

- (1) 旧数納邸の土地及び建物を富山市八尾山田商工会へ譲渡するもの。
- (2) 八尾健康福祉総合センター黒田分館の土地及び建物を黒田地区自治会へ譲渡するもの。
- (3) 糊ヶ原集落センターの土地及び建物を糊ヶ原自治会へ譲渡するもの。

2 財産の無償貸付の件

- (1) 総曲輪ファッションビルの一部を株式会社富山市民プラザへ貸付するもの。

3 富山市まちなか賑わい広場の指定管理者の指定の件

指定管理者導入施設について、指定管理者等を定めるもの

4 市道路線の認定及び廃止の件

## <その他>

### D 追加提出（5件）

1 契約案件（1件）

- (1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（4件）

- (1) 富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- (2) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件
- (3) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- (4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件



平成31年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成31年度		平成30年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	164,238,750	47.9	156,803,824	46.8	7,434,926	104.7	
特別会計	1 公債管理特別会計	27,727,384	8.1	30,946,799	9.2	▲ 3,219,415	89.6
	2 駐車場事業特別会計	378,597	0.1	398,461	0.1	▲ 19,864	95.0
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	72,125	0.0	38,260	0.0	33,865	188.5
	4 後期高齢者医療事業特別会計	10,540,820	3.1	10,219,830	3.1	320,990	103.1
	5 まちなか診療所事業特別会計	125,993	0.0	124,924	0.0	1,069	100.9
	6 介護保険事業特別会計	42,491,557	12.4	40,405,858	12.1	2,085,699	105.2
	7 国民健康保険事業特別会計	35,368,236	10.3	34,942,274	10.4	425,962	101.2
	8 企業団地造成事業特別会計	483,988	0.2	1,886,804	0.6	▲ 1,402,816	25.7
	9 白樺ハイツ事業特別会計	33,283	0.0	69,673	0.0	▲ 36,390	47.8
	10 牛岳温泉健康センター事業特別会計	43,351	0.0	47,966	0.0	▲ 4,615	90.4
	11 牛岳温泉スキー場事業特別会計	160,240	0.1	223,220	0.1	▲ 62,980	71.8
	12 競輪事業特別会計	11,734,869	3.4	11,668,843	3.5	66,026	100.6
	13 農業集落排水事業特別会計	1,469,680	0.4	1,371,936	0.4	97,744	107.1
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	293,157	0.1	317,872	0.1	▲ 24,715	92.2
	15 軌道整備事業特別会計	21,029	0.0	19,023	0.0	2,006	110.5
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	145,378	0.0	145,347	0.0	31	100.0
特別会計 小計	131,089,687	38.2	132,827,090	39.6	▲ 1,737,403	98.7	
企業会計	17 水道事業会計	9,827,341	2.9	9,700,268	2.9	127,073	101.3
	18 工業用水道事業会計	391,813	0.1	572,592	0.2	▲ 180,779	68.4
	19 公共下水道事業会計	22,039,259	6.4	21,375,447	6.3	663,812	103.1
	20 病院事業会計	15,211,683	4.5	14,098,660	4.2	1,113,023	107.9
企業会計 小計	47,470,096	13.9	45,746,967	13.6	1,723,129	103.8	
合 計	342,798,533	100.0	335,377,881	100.0	7,420,652	102.2	

# 平成31年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成31年度		平成30年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	74,010,595	45.1	72,774,450	46.4	1,236,145	101.7
2 地方譲与税	1,387,900	0.8	1,409,000	0.9	▲ 21,100	98.5
3 利子割交付金	107,000	0.1	107,000	0.1	0	100.0
4 配当割交付金	435,000	0.3	435,000	0.3	0	100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	361,000	0.2	361,000	0.2	0	100.0
6 地方消費税交付金	8,464,000	5.2	8,270,000	5.3	194,000	102.3
7 ゴルフ場利用税交付金	71,000	0.0	71,000	0.0	0	100.0
8 自動車取得税交付金	180,000	0.1	344,000	0.2	▲ 164,000	52.3
9 自動車税環境性能割交付金	64,000	0.0		0.0	64,000	皆増
10 地方特例交付金	370,000	0.2	260,000	0.2	110,000	142.3
11 地方交付税	16,400,000	10.0	16,900,000	10.8	▲ 500,000	97.0
12 交通安全対策特別交付金	80,000	0.1	80,000	0.1	0	100.0
13 分担金及び負担金	79,586	0.1	154,601	0.1	▲ 75,015	51.5
14 使用料及び手数料	3,352,834	2.0	3,389,302	2.1	▲ 36,468	98.9
15 国庫支出金	21,399,558	13.0	20,622,263	13.1	777,295	103.8
16 県支出金	11,921,189	7.3	10,511,003	6.7	1,410,186	113.4
17 財産収入	500,984	0.3	327,397	0.2	173,587	153.0
18 寄附金	60,000	0.0	102,640	0.1	▲ 42,640	58.5
19 繰入金	3,896,906	2.4	2,016,685	1.3	1,880,221	193.2
20 諸収入	4,135,298	2.5	2,750,383	1.7	1,384,915	150.4
21 市債	16,961,900	10.3	15,918,100	10.2	1,043,800	106.6
合 計	164,238,750	100.0	156,803,824	100.0	7,434,926	104.7

## 平成31年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成31年度	平成30年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	74,010,595	72,774,450	1,236,145	101.7
	(1) 市民税	32,237,595	31,275,450	962,145	103.1
	ア 個人	24,437,595	23,951,450	486,145	102.0
	イ 法人	7,800,000	7,324,000	476,000	106.5
	(2) 固定資産税	30,699,000	30,307,000	392,000	101.3
	(3) 軽自動車税	1,100,000	1,053,000	47,000	104.5
	(4) 市たばこ税	2,327,000	2,580,000	▲ 253,000	90.2
	(5) 入湯税	96,000	101,000	▲ 5,000	95.0
	(6) 事業所税	3,556,000	3,531,000	25,000	100.7
	(7) 都市計画税	3,995,000	3,927,000	68,000	101.7
2	地方譲与税	1,387,900	1,409,000	▲ 21,100	98.5
	(1) 地方揮発油譲与税	371,000	371,000	0	100.0
	(2) 自動車重量譲与税	960,000	1,013,000	▲ 53,000	94.8
	(3) 森林環境譲与税	31,900		31,900	皆増
	(4) 特別とん譲与税	2,000	2,000	0	100.0
	(5) 航空機燃料譲与税	23,000	23,000	0	100.0
3	利子割交付金	107,000	107,000	0	100.0
4	配当割交付金	435,000	435,000	0	100.0
5	株式等譲渡所得割交付金	361,000	361,000	0	100.0
6	地方消費税交付金	8,464,000	8,270,000	194,000	102.3
7	ゴルフ場利用税交付金	71,000	71,000	0	100.0
8	自動車取得税交付金	180,000	344,000	▲ 164,000	52.3
9	自動車税環境性能割交付金	64,000		64,000	皆増
10	地方特例交付金	370,000	260,000	110,000	142.3
11	地方交付税	16,400,000	16,900,000	▲ 500,000	97.0
	(1) 普通交付税	14,600,000	15,100,000	▲ 500,000	96.7
	(2) 特別交付税	1,800,000	1,800,000	0	100.0
12	臨時財政対策債	5,900,000	6,400,000	▲ 500,000	92.2
13	競輪事業収入	70,000	70,000	0	100.0
14	財政調整基金繰入金	1,400,000		1,400,000	皆増
15	その他	935,116	731,603	203,513	127.8
	合 計	110,155,611	108,133,053	2,022,558	101.9

## 平成31年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

款	平成31年度		平成30年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	795,051	0.5	804,644	0.5	▲9,593	98.8
2 総務費	16,977,177	10.3	16,204,545	10.3	772,632	104.8
3 民生費	60,220,372	36.7	57,008,178	36.4	3,212,194	105.6
4 衛生費	9,458,210	5.8	8,989,868	5.7	468,342	105.2
5 労働費	595,504	0.4	559,776	0.4	35,728	106.4
6 農林水産業費	4,616,214	2.8	4,311,496	2.8	304,718	107.1
7 商工費	5,660,970	3.4	3,731,601	2.4	1,929,369	151.7
8 土木費	24,276,712	14.8	25,934,771	16.5	▲1,658,059	93.6
9 消防費	5,694,308	3.5	4,565,969	2.9	1,128,339	124.7
10 教育費	13,718,688	8.3	12,124,157	7.7	1,594,531	113.2
11 災害復旧費	23,500	0.0	20,500	0.0	3,000	114.6
12 公債費	22,102,044	13.4	22,448,319	14.3	▲346,275	98.5
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	164,238,750	100.0	156,803,824	100.0	7,434,926	104.7

## 平成31年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成31年度		平成30年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 人件費	24,825,786	15.1	24,283,956	15.4	541,830	102.2
2 扶助費	32,898,616	20.0	31,595,516	20.1	1,303,100	104.1
3 公債費	22,102,044	13.5	22,448,319	14.3	▲346,275	98.5
義務的経費 小計	79,826,446	48.6	78,327,791	49.8	1,498,655	101.9
4 普通建設事業費	20,015,448	12.2	17,702,855	11.3	2,312,593	113.1
(1) 補助事業費	8,558,452	5.2	9,227,164	5.9	▲668,712	92.8
(2) 単独事業費	10,481,781	6.4	7,370,014	4.7	3,111,767	142.2
(3) 県営事業負担金	975,215	0.6	1,105,677	0.7	▲130,462	88.2
5 災害復旧事業費	23,500	0.0	20,500	0.0	3,000	114.6
投資的経費 小計	20,038,948	12.2	17,723,355	11.3	2,315,593	113.1
6 物件費	23,750,029	14.4	22,678,499	14.5	1,071,530	104.7
7 維持補修費	1,753,499	1.1	1,754,128	1.1	▲629	100.0
8 補助費等	19,347,760	11.8	17,402,959	11.1	1,944,801	111.2
(1) 負担金寄附金	7,764,346	4.7	7,979,236	5.1	▲214,890	97.3
(2) 補助交付金	10,656,248	6.5	8,473,703	5.4	2,182,545	125.8
(3) その他	927,166	0.6	950,020	0.6	▲22,854	97.6
9 積立金	150,714	0.1	119,297	0.1	31,417	126.3
10 投資及び出資金	2,015,241	1.2	1,972,685	1.3	42,556	102.2
11 貸付金	986,513	0.6	959,618	0.6	26,895	102.8
12 繰出金	16,269,600	9.9	15,765,492	10.1	504,108	103.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	164,238,750	100.0	156,803,824	100.0	7,434,926	104.7